

思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま

Takahama

広報たかはま

2017
7.1
No.1294

田んぼにうつる
初夏の空

P3 市誌編さんだより
P4,5 夏のイベント特集
P6 南テニスコートの運用が変わります

6月4日「市民一斉清掃」が行われました。高取地区の農道では、子どもたちもおとなに混じってゴミ拾いをしていました。水が張られた田んぼに、青空が映り込み、清々しい初夏の朝でした。

各種相談

市長との対話日

8月4日(金) 午前9時～正午 市長応接室
 ※7月27日(木)までに困人事務グループ(内線309)へ申込
 ※公務の都合により変更になる場合があります。

税務相談(税理士)

7月11日(火) 午後1時～3時 市役所相談室
 ※相続・贈与・譲渡・住宅取得・申告などに関する税一般
 予約優先(内線264)

労働相談(西三河事務所職員)

7月12日(水) 午後1時～4時 市役所相談室
 ※職場での悩みごと・困りごとなど(解雇・賃金・労働時間など)
 予約制(内線264)

市民相談(困市民生活グループ職員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 市役所相談室
 ※市役所への意見・要望など(内線264)

日系人相談(ポルトガル語のわかる相談員)

平日 午前8時30分～午後5時
 困市民生活グループ(内線264)

※庁舎内の案内、通訳など

人権相談(人権擁護委員)

7月6日(木) 午後1時～3時 市役所相談室
 ※いじめ、虐待、差別などの人権問題(内線264)

行政相談(行政相談委員)

7月6日(木) 午後1時～3時 市役所相談室
 ※国・県・市などに対する苦情・要望など(内線264)

消費生活相談(消費生活相談員)

毎週水曜日 午後1時～4時 市役所相談室
 ※消費者トラブルの相談など(内線264)

教育相談

月～金 午後1時～4時30分
 ほっとスペース(いきいき広場3階)
 ※事前に、ほっとスペース(☎53-5101)または
 困学校経営グループ(内線345)へ申込

心配ごと相談(弁護士)

7月6日(木)・20日(木)、8月3日(木)・17日(木)
 午後1時～3時45分 いきいき広場
 ※予約制。社会福祉協議会(☎52-2002)へ申込

介護保険相談(困介護保険・障がいグループ職員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 いきいき広場
 ※予約制。いきいき広場(☎52-9871)へ申込

家庭児童相談(家庭児童相談員)

平日 午前9時～午後4時 いきいき広場
 (☎52-9872) ※子どもと家庭の悩みごとなど

母子・父子自立支援相談(母子・父子自立支援員)

平日 午前9時～午後4時 いきいき広場
 (☎52-9872)

※自立に必要な情報提供・指導・相談など

心理相談(臨床心理士)

毎週水曜日 午後1時～3時
 ※予約制。いきいき広場(☎52-9871)へ申込

障がい相談(相談支援専門員)

平日 午前8時30分～午後5時15分
 いきいき広場(☎54-3009)

高浜市役所 ☎ 52-1111 ☎ 52-1110

笑顔の写真 ...nice pictures. Your smile 平成28年度応募作品より



「ジュース
つめた～い!!」

内藤 瞳さん

吉浜の人形小路へお散歩。すごく暑い日で、ジュースを買ってのんでみたら、すごく冷たくて、美味しかった～楽しいひとときです。



「水遊び最高!」

間瀬 健大さん

風が強くてとっても寒かったけど、二人で元気いっぱい遊びました。

問合せ先 子どもと大人の関係を考える委員会事務局
 [いきいき広場内文化スポーツグループ]
 (内線330)
 Eメールbunka@city.takahama.lg.jp

7月のカレンダー

2	日	9:00 南部まち協青空市(あっぱ) ※以降毎週日曜日開催
8	土	9:00 少年の主張大会(いきいき広場)
		10:00 企画展「みえるような、みえないような」(かわら美術館) ~9/18
9	日	9:00 オニマルシェ
15	土	10:00 おもちゃ病院(エコハウス)
19	水	家族そろって食べる日(食育の日)
23	日	11:00 パントマイムライブ&ワークショップ(かわら美術館)
29	土	7:45 第19回市民レガッタ(高浜川特設コース)

市誌編さんだより

「高浜市誌 第二巻」の編さんから約40年。いよいよ本格的に市誌編さん事業がスタートしました。今後、奇数月の1日号にて編さん状況を紹介します。



↑古い写真に見入り「懐かしい!」と声をあげる、編さん委員や市民の皆さん

◆第2回高浜市誌編さん委員会を開催◆

実際に調査や執筆をする「高浜市誌編集委員会」の体制案、今後の事業スケジュール、収録内容案の3点を主に検討しました。今後は、以下の4つの視点を意識して資料調査や執筆活動に取り組みます。

《編集に向けた4つの視点》

歴史資料の調査・研究に着手する

貴重な資料が散逸・消失する前に調査・研究を行い、今後、資料保存・活用を継続する第1歩とします。

原始・古代から現代までを振り返る

旧町誌・市誌以降の新しい研究成果から、「大家族たかはま」にいたる地域社会の変化をみつめます。

ものづくりのまちとして

これまでまちの発展を支えてきた、養鶏や養鰻、窯業など、産業が大きく移り変わっていった姿を明らかにします。

「大家族たかはま」を未来につなぐ

現代史を重視し、これまで守り続けてきた伝統を「思う気持ち」を残します。

★市誌は、専門家の調査だけでなく、市民の調査協力員や大学生、中高生と聞き書き調査・執筆を行います！調査協力や資料提供など、皆さんも参加してください。

◇市誌編さん委員会は傍聴できます！次回は7月14日(金)午前10時～

◇詳しい内容は、市公式ホームページの「文化スポーツグループ」のページで紹介しています！

たかはまむらちし ぞうこう
『高濱郷地誌草稿』

高浜市はかつて、高浜村・吉浜村・高取村という3つの村に分かれていました。そのうちのひとつである高浜村は、現在の市誌にあたる『地誌』の刊行を予定していたとみられ、その原稿が長い間郷土資料館に保管されていました。

明治時代に書かれたこの原稿は「下書き」と「清書」があり、「下書き」からは内容を細かく修正したようすが見とれます。

このコーナーでは、調査の中で見つかった高浜にまつわる「ヒト・モノ・コト」などの情報を速報として紹介します。

清書

下書きの表紙

下書きは細かく修正しています

市誌編さんの現場から ①

問合せ先 いきいき広場内文化スポーツグループ ☎52-1111 (内線330)

夏の思い出作りスタート!

特集
夏のイベント

企画展

かわら美術館のイベント

「みえるような、みえないような」 7月8日(土)～9月18日(月・祝)

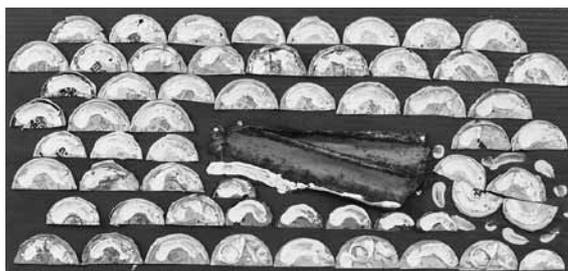
午前10時～午後5時
(観覧券の販売は午後4時30分まで)

八木貴史
「Zephyr」
2013年



休館日 祝日を除く月・火曜日、7月19日(水)
観覧料 高校生以上200円(160円)、中学生以下無料
※()内は20人以上の団体料金、または高浜市内居住者
※75歳以上の方、各種障がい者手帳をお持ちの方ほか割引あり

この展覧会では何かにみえるような、みえないようなもの、あるいは何かの意味があると思えるような、思えないようなものをテーマに、美術館のコレクションをはじめ、さまざまな作品を紹介します。



佐溝力「モーターボート」2015年

関連行事

●かわら美術館×ざっくばらんなカフェvol.51「あるような、ないような美術館の役割」

「地域に開く美術館とは?」「市民に必要とされる美術館とは?」を皆さんと考えます。

と き：8月6日(日) 午後2時～ ※参加無料

申込方法：電話もしくはメールにて受付。メールの場合は、参加人数、代表者名と電話番号を記載して info@takahama-kawara-museum.comまで。

●パントマイム ライブ&ワークショップ「あるように、ないように」

と き：7月23日(日) 午前11時～(約45分) ※参加無料

出演：CLOWN MOMO氏(展覧会作家)

●常設プレイエリア/ブロックや積み木で遊べるコーナーを設けます。

●ギャラリートーク/と き：8月19日(土)、9月17日(日) 午後2時～



名古屋大学
レゴ部
「地球」
2017年

かわら美術館の講座

行事名	月日	時間	定員(人)	費用(円)	申込方法など
夏休み子ども自由研究講座(小学生対象)					
①陶芸創作体験	7/22(土) 23(日)	10:15～ 約2時間	各日20	800	・ミュージアムショップまたは電話で受付(①のみファクス、ホームページからも可) ・先着順
②竹とんぼ&竹水てっぽうづくり	8/ 5(土)	10:15～ 約2時間	15	600	
③紙バンドでつくるカラフルバスケット	8/ 9(水)	10:15～ 約2時間	20	500	
④モザイクタイルのデコレーション鉢づくり	7/22(土)	10:15～ 約2時間	20	700	
スペシャル講座(東邦ガス「ガスエネルギー館」出前授業)					
地球温暖化のナゾを探ろう&ふしぎ実験で極低温の世界を体験しよう!	8/ 2(水)	13:30～ 約1時間	30組	無料	・小学生と保護者の2人1組 ・ミュージアムショップまたは電話で受付
陶芸創作イベント講座					
“鬼みちまつり”出展 ランプシェードづくり ※秋の鬼みちまつりに展示します。	8/ 6(日)	10:15～、 14:00～ 各約2.5時間	各20	高校生以上 2,500 中学生以下 1,800	・午前は鬼師が指導する“いぶし”、午後は“釉薬”仕上げ ・粘土2kg使用 ・ミュージアムショップまたはファクス、電話、ホームページから受付

問合せ先 かわら美術館 ☎52-3366 FAX52-8100

オイスカ研修生（海外）と英語の歌やダンスで異文化交流や森林体験

エコニコ（環境学習）ツアー参加者募集

とき 8月10日（木） 午前7時30分～午後5時30分
※受付／午前7時15分～（高浜エコハウス前）、出発／午前7時30分
※雨天決行（内容変更します。）

ところ オイスカ中部日本研修センター、北設楽郡設楽町の森林

対象 児童25人（先着順）※小学校低学年以下は保護者同伴

参加費 1,500円（昼食、保険、高速道路代など）

※ 昼食は研修生の母国料理を味わいます。食物アレルギーの方は弁当持参

申込方法 7月1日（金）～28日（金）の午前9時～午後5時（月・木曜日を除く）に、高浜エコハウス（☎52-2299）へ電話で申込



問合せ先 国市民生活グループ ☎52-1111（内線264）

衣浦の海から たかはまを見よう!

船で行く！衣浦の海環境教室

国土交通省協力のもと、衣浦湾内の水質調査をしながら観測船で「衣浦湾の環境と港の機能を学ぶ」社会勉強会です。

とき 7月25日（火）

※集合場所 吉浜公民館駐車場／午前8時、高浜エコハウス前／午前8時15分

対象 小学3年生以上と同行希望の保護者（先着20人）※申込多数時は児童優先、定員になりしだい締切

申込方法 学校名、学年、氏名、集合場所、同行希望保護者氏名、緊急時連絡先電話番号を記載のうえメールで申込 ※参加費無料

その他 救命胴衣着用・傷害保険に加入、渡し場かもめ会会員・国交省職員が付添



申込み・問合せ先 渡し場かもめ会（神谷正巳） ☎53-4783
Eメールk.masami@kss.biglobe.ne.jp

きれいにゆかたを着こなして夏祭りにくり出そう!

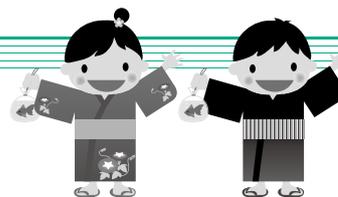
ゆかた着付教室（講師・神谷小百合氏）

とき 7月30日（日）午後1時30分～3時

対象 20人 ※女性のみ（先着順、年齢制限なし）、参加無料

持ち物 浴衣、腰ひも2～3本、前板、半巾帯、タオル2～3本、ゆかた下またはタンクトップ

申込方法 電話、ファクスまたはメールで氏名、住所、電話番号を連絡 ※午前9時～午後5時開館



申込み・問合せ先 高浜まちづくり協議会（高浜ふれあいプラザ） ☎87-9112
hamapla@katch.ne.jp

サン・ビレッジ衣浦 第14回夏祭り

とき 7月9日（日）正午～午後6時 ※雨天決行

- ・フライドポテトなどの露店
- ・施設利用でポップコーン、スーパーボールすくいなどのうちいずれか1回無料（先着400人）
- ・ビンゴ大会 午後3時～、午後5時～（各回先着30人）
- ・○×クイズ 午後2時～、午後4時～（各回先着20人）

※地元グルメ『碧南やきそば』『高浜とりめし』も出店します。



「夏の特別営業」

7月21日（金）～8月31日（木）

- ・月曜日も営業
- ・期間中平日の営業開始時間を1時間早めます。
午前10時～午後9時

問合せ先 サン・ビレッジ衣浦 ☎41-2655

9月1日(金)から南テニスコートの運用に変更があります

勤労青少年ホームが8月31日(木)をもって閉館することに伴い、同敷地内にある南テニスコートの運用が9月1日(金)より変わります。

1. 予約場所が体育センターに変わります。(碧海町二丁目7-8 ☎52-3415)
2. ナイターの利用が中止となります。
3. 勤労青少年ホーム内のトイレなどの施設が利用不可となります。

ご不便をおかけしますが、理解・協力をよろしく申し上げます。
今後も利用に際して変更することがあります。その都度、広報などでお知らせします。

問合せ先 ・いきいき広場内文化スポーツグループ ☎52-1111 (内線331)
・たかはまスポーツクラブ(体育センター内) ☎52-3415

一般住民健康診査を受けましょう！

市では今年度20歳から39歳になる方を対象に、「一般住民健康診査」の助成を行います。今まで健康診査を受ける機会がなかった方、日ごろ家事や育児で忙しいお父さんやお母さん！この機会に一般住民健康診査を受診しましょう！

対象者	今年度20歳～39歳の市民(昭和53年4月1日～平成10年3月31日生まれ)
内容	問診、身体測定(腹囲含む)、内科診察、血圧測定、尿検査、胸部X線直接撮影、心電図検査、眼底検査、血液検査〔白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、血小板数、MCV、MCH、MCHC、血清鉄、AST、ALT、γ-GT、総蛋白、アルブミン、総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪、クレアチニン、尿素窒素、尿酸、空腹時血糖、HbA1c〕
場所	市内指定医療機関(下記参照)
実施時期	7月1日(土)～9月30日(土)(休診日を除く)
費用	1,700円
受診方法	保健福祉グループ(いきいき広場内)に申し込み後、受診票を発送します。事前に下記の市内指定医療機関へ予約してから受診してください。

実施医療機関名	電話	実施医療機関名	電話
磯貝医院	53-0013	泰生医院	52-1001
岩井内科クリニック	54-1019	つばさクリニック	54-5283
岩月外科内科クリニック	53-3458	寺尾内科小児科	53-0073
きぬうら整形外科・泌尿器科	54-5255	中田内科クリニック	54-0606
近藤医院	53-0029	吉浜クリニック	52-5110
刈谷豊田総合病院 高浜分院	52-8660 (予約専用)		

●40歳以上の方は、各医療保険者が行う「特定健康診査」を受診してください。

問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871

クリーンセンター衣浦からのお願い

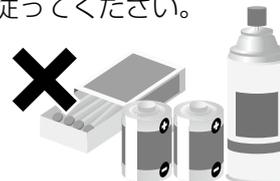
粗大ごみ（家具など）をクリーンセンター衣浦へ持ち込む際には、火災の原因となるマッチやライターなどの発火物を、粗大ごみに混入させないように注意してください。

火災の原因となる物を搬入する場合は、別々に分けて搬入し、係員の指示に従ってください。

適正分別および、適正搬入への協力をお願いします。

【火災の原因となる混入物】

マッチ、ライター、花火、充電池、スプレー缶やカセットボンベ、中身が入ったままの廃オイル缶や化粧品のビン（除光液）など



問合せ先 クリーンセンター衣浦 ☎41-3479

私立幼稚園授業料の補助

市では、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、入園料・授業料の補助を行います。（私立幼稚園の設置者をとおして補助します。）

申請方法 幼稚園より配布される「授業料等減免措置に関する調書」に必要事項を記入し、幼稚園へ提出してください。

① 階層区分ごとの補助金限度額

区 分	補助対象 経費	補 助 限 度 額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	308,000円		
II	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び市民税の所得割が非課税となる世帯	272,000円	308,000円	308,000円
III	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	139,200円	223,000円	308,000円
IV	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯		—	154,000円	308,000円

② 階層区分ごとの多子軽減の適用条件

第Ⅲ階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃

第Ⅳ階層以上の世帯については、従来どおり小学校3年生までの兄・姉の数に応じて、多子世帯の軽減を図る

③ ひとり親世帯などの特例

ひとり親世帯など、在宅障害児(者)のいる世帯などの子どもの補助限度額については、以下のとおり

区 分	補助対象 経費	補 助 限 度 額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
II	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び市民税の所得割が非課税となる世帯	308,000円		
III	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	272,000円	308,000円	

(注) (1) 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額の合算額

(2) 年度途中に入園または退園した場合は、月割額による支給

(3) 実際に支払う授業料の額が補助額に満たないときは、その支払い額を限度額として補助

(4) 市民税所得割額は、住宅ローン控除を受ける前の額

問合せ先 いきいき広場内こども育成グループ ☎52-1111（内線317）

市民意識調査の結果をお知らせします

アンケートへの
協力ありがとうございました！

～「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の実現をめざして～

市では、現在「第6次総合計画」(計画期間：平成23年度～33年度)に基づいた市政運営を進めています。本計画に掲げた取り組みの成果などを測り、今後の事業の基礎資料とするため、「市民意識調査」と、「小・中学生アンケート」を実施しました。

	対象	配布数	回収枚数	回収率
市民意識調査	満18歳以上の方(無作為抽出)	2,500枚	856枚	34.2%
小・中学生アンケート	小学3年生～中学3年生	3,578枚	3,476枚	97.1%

(1) 中期基本計画(平成26年度～29年度)の施策の点検・確認

総合計画の中期基本計画(平成26年度～29年度)では、「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の実現に向けて、11の目標を掲げ、まちづくり(施策)に取り組んでいます。市民意識調査では、目標ごとにまちづくり(施策)の進み具合を確認しました。

	設問	計画策定時の値 (平成25年)	実績値 (平成26年)	実績値 (平成27年)	実績値 (平成28年)	動向
1	まちを愛する想いが生まれ、市民みんなが連携・協力して、まちづくりを行っているまちだと思ふ。	66.4%	64.1%	64.4%	62.2%	×
2	将来を見据え、計画的で効果的な財政運営が行われているまちだと思ふ。	44.5%	45.7%	39.9%	45.1%	◎
3	学び(生涯学習やスポーツなど)を通して、人と人がつながり、まちづくりを担う人が育っているまちだと思ふ。	58.9%	58.2%	56.1%	55.2%	×
4	学校・家庭・地域が連携し、子どもの12年間(4歳～15歳)の学びや育ちを育む体制が整っているまちだと思ふ。	61.5%	61.5%	62.3%	58.8%	×
5	地域ぐるみで、子育て・子育てを支えているまちだと思ふ。	53.3%	55.4%	56.6%	54.0%	△
6	産業が活性化して、まちが元気になっていると思ふ。	26.9%	28.4%	23.9%	21.0%	×
7	みんなで環境美化・保全に取り組んでおり、きれいなまちだと思ふ。	64.1%	67.4%	70.0%	66.2%	△
8	調和の取れた土地利用が図られ、安全・快適で移動しやすいまちだと思ふ。	45.8%	49.5%	47.4%	44.8%	×
9	安全・安心が実感できる防災・防犯対策が進められているまちだと思ふ。	56.3%	55.5%	56.8%	57.7%	◎
10	一人ひとりが認め合い、高齢者や障がい者などがいきいき暮らすことができるまちだと思ふ。	59.4%	60.8%	62.3%	63.0%	◎
11	一人ひとりの元気と健康づくりを応援しているまちだと思ふ。	57.9%	60.4%	67.6%	65.8%	△

(1)の動向の見方 ◎…実績値(平成28年)が計画策定時の値・実績値(平成27年)をともに上回っている。○…実績値(平成28年)が計画策定時の値を下回っているが、実績値(平成27年)を上回っている。△…実績値(平成28年)が計画策定時の値を上回っているが、実績値(平成27年)を下回っている。×…実績値(平成28年)が計画策定時の値・実績値(平成27年)をともに下回っている。

(2)の動向の見方 目標値(平成28年)を「計画策定時の値(平成25年) + (目標値(平成29年) - 計画策定時の値(平成25年)) × 3/4」で算出し、下記の4段階で表記

◎=実績値(平成28年)が目標値(平成29年)に達している。 <8指標/26指標> (30.8%)
 ○=実績値(平成28年)が目標値(平成28年)と同じ、もしくは達している。 <4指標/26指標> (15.4%)
 △=実績値(平成28年)が目標値(平成28年)に達していない。 <9指標/26指標> (34.6%)
 ×=実績値(平成28年)が計画策定時の値を下回っている。 <5指標/26指標> (19.2%)

★市公式ホームページ(<http://www.city.takahama.lg.jp>)や各公共施設<市役所(総合政策グループ)・いきいき広場・各公民館・各ふれあいプラザ・図書館・体育センター>で閲覧できます。

※市役所以外の公共施設での閲覧は7月31日(月)まで

(2) みんなでめざすまちづくり指標について

総合計画の中期基本計画（平成26年度～29年度）の目標の達成度合いを示す目安「みんなでめざすまちづくり指標」の動向を確認しました。*…市民意識調査で測定した指標

目標	みんなでめざすまちづくり指標 (目標の達成度を計る指標)	計画策定時の値 (平成25年)	実績値 (平成26年)	実績値 (平成27年)	実績値 (平成28年)	動向	目標値 (平成29年)	
1	まちへの想いを育み、未来を切り開くチカラを高めめます	いつまでも高浜市に住み続けたいと 思っている人の割合*	79.4%	83.3%	82.2%	83.1%	△	85%
		地域活動に参加したことがある人の 割合*	56.0%	58.5%	59.2%	62.9%	○	65%
		地域活動に参加している職員の割合	63.1%	62.3%	78.0%	92.1%	◎	80%
2	将来を見据えた計画的・効果的な財政運営を行います	自主財源の額	100億円	105.7億円	104.7億円	107.2億円	◎	105億円
		市の財政状況に関心を持っている人の 割合*	68.8%	71.9%	72.0%	73.8%	△	80%
3	人と学びの輪を広げ、まちのチカラを育みます	高浜市に愛着や誇りを持っている人の 割合*	72.0%	70.2%	69.9%	71.4%	×	76%
		将来の夢を持っている子どもの割合*	81.1%	78.0%	76.9%	76.1%	×	85%
4	学校・家庭・地域が連携を深め、12年間の学びや育ちをつなげます	学校が好きと感じている子どもの割合*	81.8%	88.4%	88.3%	88.6%	◎	85%
		学習に積極的に取り組む子どもの割合* (★注意)	69.4%	76.5%	76.1%	76.3%	◎	75%
5	地域ぐるみで子育て・子育てを支えます	子どもを産み、育てやすいと感じている人の割合*	65.6%	64.6%	64.4%	66.0%	△	74%
		子どもとふれあう行事に参加したことのある人の割合*	44.8%	45.3%	48.9%	49.6%	○	51%
6	産業を活性化して、まちを元気にします	市内の法人数	898社	922社	894社	919社	△	930社
		行政がかかわるイベントの来場者数	76,000人	99,000人	96,000人	86,000人	△	100,000人
7	みんなでまちをきれいにします	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	545g	536g	538g	540g	△	490g
		日ごろから省資源や省エネなど環境に配慮した生活をしている人の割合*	79.9%	80.9%	78.1%	77.9%	×	85%
8	ハーモニーを奏でる快適な都市空間をつくりまします	環境美化推進員の人数	2,900人	4,263人	5,634人	6,799人	◎	3,500人
		暮らしやすい環境が形成されていると感じている人の割合*	66.5%	63.7%	62.7%	60.3%	×	72%
9	安全・安心が実感できる地域づくりを進めます	公園・緑地、街路樹や水辺空間づくりに参加したことがある人の割合*	27.0%	24.1%	27.4%	27.0%	△	32%
		自分自身が災害(地震や風水害など)への備えができていると思う人の割合*	32.5%	37.6%	39.0%	37.3%	△	45%
10	一人ひとりを認め合い、その人らしく暮らせるまちづくりを進めます	人口1,000人あたり犯罪発生件数	12.9件	8.5件	7.5件	6.9件	◎	12.0件以下
		人口1,000人あたり交通事故発生件数	5.0件	4.3件	4.1件	3.9件	◎	4.0件以下
11	一人ひとりの元気と健康づくりを応援します	地域福祉に関するボランティア活動に参加したことがある人の割合*	17.7%	15.5%	15.2%	17.4%	×	25%
		認知症サポーターの人数	2,843人	4,931人	5,654人	6,836人	◎	5,600人
11		地域包括支援センターを知っている人の割合*	59.9%	56.0%	55.9%	60.2%	△	70%
		日常的に運動やスポーツを行っている人の割合*	34.8%	35.4%	40.6%	42.2%	○	43%
		かかりつけ医を持っている人の割合*	73.5%	73.5%	76.1%	78.6%	○	80%

(★注意) ①あなたは、授業中に手をあげて、発言していますか
 ②あなたは、授業中に先生や友達の話聞いていますか
 ③あなたは、家で宿題以外の勉強をしていますか
 「小・中学生アンケート」の左記の3つの設問において、そう思う(している)+どちらかといえばそう思う(している)の平均値です。

平成29年度 後期高齢者医療保険料が決定します

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

保険料の支払い・納期

- 原則「年金からの支払い」（特別徴収）となります。
ただし、75歳になったばかりの方や年金の額が年間18万円以下の方もしくは介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える方は「年金からの支払い」ができません。また口座振替の届出をした方で「年金からの支払い」を希望しない旨の申請をした方は「年金からの支払い」にはなりません。
- 「年金からの支払い」とならない方は口座振替や納付書などで個別に納めていただきます。（普通徴収）（7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる方もあります。）
- 保険料の納期は、7月から翌年2月の毎月月末です。（ただし12月は25日）
納期限が土・日曜日の場合は、翌日または翌々日となります。
- 後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療被保険者の医療費の支払いにあてられる大切な財源ですので、かならず納期限内に納めましょう。

保険料の計算方法

保険料額は、被保険者の所得に応じて負担となる「所得割額」と、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」を合計して、個人単位で計算します。なお、1人あたりの上限額は57万円です。

$$\text{保険料額 (百円未満切捨て)} = \text{所得割額 (所得金額-330,000円) \times 所得割率9.54\%} + \text{均等割額 46,984円}$$

保険料率は2年ごとに見直しを行っており、平成28・29年度の保険料率は上記のように決定しました。

保険料（均等割額）の軽減

世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の所得金額の合計により均等割額が軽減されます。ただし、65歳以上の方の年金所得については、さらに15万円が控除されます。また、平成29年度から均等割額の5割軽減、2割軽減の対象が拡大しました。（変更箇所は_の部分です）

所得金額の合計が33万円以下の世帯で
世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）

均等割額を9割軽減

所得金額の合計が33万円以下の世帯で、9割軽減に該当しない場合

均等割額を8.5割軽減

所得金額の合計が33万円を超え
33万円+ (27万円×世帯の被保険者数) 以下の世帯

均等割額を5割軽減

所得金額の合計が33万円を超え
33万円+ (49万円×世帯の被保険者数) 以下の世帯

均等割額を2割軽減

保険料（所得割額）の軽減

平成29年度から所得割額の軽減割合見直しにより、5割軽減から2割軽減となりました。

被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた金額が
58万円以下の方

所得割額を2割軽減

平成29年度から下記の方の軽減割合見直しにより、9割軽減から7割軽減となりました。

<社会保険などの健康保険の被扶養者であった方の軽減>
後期高齢者医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者」であった方

均等割額が7割軽減
所得割額は課せられません

問合せ先 国市民窓口グループ ☎52-1111（内線227・217）

8月から70歳以上の方の 自己負担限度額が変わります

制度の持続可能性を高めるため、それぞれの所得に応じた負担になるように自己負担限度額が次のとおり変更されます。

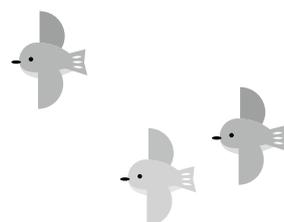
「高額療養費制度」とは

1か月間（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとから払い戻される制度です。

自己負担限度額は、世帯ごとの所得に応じて決まります。

平成29年7月までの自己負担限度額（月額）

区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得者 （窓口負担が3割の方）	44,400円	80,100円 （総医療費が267,000円を超える 場合は超えた金額の1%を加算） <4回目以降※ 44,400円>
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円



今回の改正では、「現役並み所得者」「一般」の自己負担限度額が引き上げられます。

「低所得Ⅰ・Ⅱ」および70歳未満の加入者のみの世帯は対象外です。

平成29年8月からの自己負担限度額（月額）

区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得者 （窓口負担が3割の方）	57,600円	80,100円 （総医療費が267,000円を超える 場合は超えた金額の1%を加算） <4回目以降※ 44,400円>
一般	14,000円 （年間144,000円上限）	57,600円 <4回目以降※ 44,400円>
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円



【年間上限の新設】

月ごとの上限に加え、1年間（8月～翌7月）に外来でかかった医療費の合計額に上限が設けられ、超えた金額が払い戻されます。

※4回目以降…過去12か月以内に、自己負担限度額以上の医療費を支払った月が4回以上ある場合、4回目からは自己負担限度額が引き下げられます。

問合せ先 国市民窓口グループ ☎52-1111 国民健康保険担当（内線219・261）
後期高齢者医療制度担当（内線227）

国民健康保険税 納め忘れは ありませんか？



国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに誰もが安心して病院にかかれるよう、加入者が保険税を出し合い、そこから医療費を支出する助け合いの制度です。

国民健康保険事業の健全な運営のため、かならず納付期限までに納めましょう。

国民健康保険税を納めないとななるの？

災害などの特別な理由もなく国保税を納めていない方には、納めている方との公平性を維持するため、被保険者証(保険証)が「短期保険証」や「資格証明書」に切り替わります。

また、納めないまましていると、延滞金の加算や、財産の差し押さえなどが行われる場合もあります。

「短期保険証」とは

国保税が全額納められていない世帯に交付される、有効期限の短い保険証です。

通常は2年ごとの更新ですが、半年ごとに市役所へ来庁し、新しい保険証の受取りと納税相談を行っていただく必要があります。



「資格証明書」とは

国保税を1年以上納めないまましていると、保険証を返還していただき、そのかわりに「資格証明書」を交付します。

「資格証明書」は国保に加入していることを証明するだけのもので、保険証のように1~3割の窓口負担で病院にかかることはできません。かかった医療費の全額をいったん自己負担し、後日、市民窓口グループへ申請することで医療費の7~9割が払い戻されます。

資格証明書の交付後、さらに納めないでいると…

「資格証明書」を交付されている世帯が、納付期限から1年6か月を過ぎても納めないままでは、国保の現金給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など)の一部または全部が差し止められます。

それでもなお、納められない場合は、差し止められている現金給付の全部または一部が、未納の国保税に充てられることとなります。

納付が困難なときは相談してください

災害や半年以上の病気療養など、国保税の納付が困難な事情がある場合は、申請により税額が下がる場合があります。(減免制度)

また、分割納付などができる場合がありますので、納めないまま放置をせず、早めに相談してください。



軽減対象世帯の拡大

平成29年度より、均等割・平等割(5割軽減・2割軽減)の軽減判定所得の基準が見直され、国保税軽減対象となる範囲が拡大されました。

所得の申告がある世帯では、あらかじめ軽減をふまえて課税しますので、申請は不要です。

軽減割合	世帯の合計所得金額(改正前)	世帯の合計所得金額(改正後)
5割	33万円+26.5万円×被保険者数(※)	33万円+27万円×被保険者数(※)
2割	33万円+48万円×被保険者数(※)	33万円+49万円×被保険者数(※)

※被保険者数には、同じ世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行した方を含む

問合せ先 国民健康保険の制度や税額について 困市民窓口グループ ☎52-1111(内線219・261)
国民健康保険税の納付相談 困税務グループ ☎52-1111(内線241・243・259)

忘れていませんか？

母子家庭等医療費
受給者証の更新

母子家庭等医療費助成制度は、毎年、「受給者証」の更新が必要です。該当する方には案内通知を6月下旬に送付しました。

通知に記載された期日までに申請をしてください。

申請が遅れると助成を受けられなくなる場合があります。

*詳しくは、広報たかはま6月15日号19ページを確認してください。

問合せ先 困市民窓口グループ ☎52-1111(内線217)

国民年金保険料の納付が困難な方へ

平成29年度の免除申請の受付を7月より開始します

経済的な理由などで保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります

◎免除の種類

免除の種類	内容	月額保険料 ^(注1)	老齢基礎年金の年金額への反映 ^(注2)
全額免除	保険料の全額が免除	—	免除期間の2分の1が年金額に反映
4分の3免除	保険料の4分の1を納付	4,120円	免除期間の8分の5が年金額に反映
半額免除	保険料の2分の1を納付	8,250円	免除期間の8分の6が年金額に反映
4分の1免除	保険料の4分の3を納付	12,370円	免除期間の8分の7が年金額に反映
納付猶予 学生納付特例	保険料の全額が納付猶予	—	年金額には反映されません

(注1) 免除の申請年度により、月額保険料が異なります。

(注2) 平成20年度以前は率が異なります。

※一部免除とは、保険料の一部が免除され、残りの保険料を納付する制度です。このため、一部保険料を納付されないと一部免除が無効（未納と同じ）になりますので注意してください。

※平成26年4月より、申請時点の2年1か月前の月分までの免除申請もできるようになりました。

※平成28年7月より、「納付猶予制度」の対象者が30歳未満から50歳未満へ拡大されました。

◎対象者

- ・所得の少ない方
- ・失業により保険料を納付することが困難と認められたとき（離職票などの写しが必要）
- ・震災・風水害・火災その他これらに類する災害を受けた方

◎免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

保険料の免除や猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば追納することができます。この場合、免除などの承認を受けた年度から3年度目以降に納付するときは、経過した年数に応じて、当時の保険料に加算額を上乗せした額が追納額になります。

◎申請に必要なもの

年金手帳・印鑑

※失業により申請する場合は、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証など

※学生納付特例を申請する場合は、在学期間のわかるもの（学生証など）



問合せ先 国市民窓口グループ ☎52-1111（内線216）

健康自生地からのお知らせ

実施日時・内容など変更のお知らせ

❖認定No.26カラオケ（吉浜公民館） 【問合せ】 ☎53-3893（川澄）
実施日：（変更前）第2・4月曜日 → （変更後）第2・3・4月曜日



❖認定No.44内藤モータースふれあい広場（健康体操） 【問合せ】 ☎53-1815
参加費：（変更前）1回100円 → （変更後）年会費1,000円、参加費1回100円

❖認定No.83京町の家（健康体操） 【問合せ】 ☎090-3564-4986（山田）
実施日時：（変更前）毎週木曜日13:30～15:00 → （変更後）第1月曜日11:00～12:00

❖認定No.94ハッピーパワー（健康体操）※要予約 【問合せ】 ☎87-2889（伊藤）
実施日時：（変更前）毎週水曜日13:30～14:15
→ （変更後）第2・3・4水曜日、第2・4木曜日13:30～14:30
参加費：（変更前）7回2,000円のチケット → （変更後）1回300円または7回2,000円のチケット



5月は、新たな健康自生地の申請がありませんでした。「ここ、健康自生地になるかも!？」などの情報がありましたら、ぜひお寄せください。（「健康自生地」は、商標登録第5486837号です。）

第3回
健康自生地
フェスタ

おじいちゃん・おばあちゃん「笑顔の写真」募集!

8月2日(水)の『第3回健康自生地フェスタ』で「おじいちゃん・おばあちゃん笑顔の写真展」を実施します。おじいちゃんやおばあちゃんがステキな笑顔で写っている写真、お孫さんと楽しくふれあっている写真など、ぜひ応募してください。

応募作品

- ・1人1作品、縦・横は不問
 - ・データ提出（現物しかない場合は、現物でも可。ただし、2Lサイズに複製するため、画質が落ちる可能性がありますので了承してください。）
- ※市内在住・在勤にかかわらずどなたでも応募できます。



応募締切

7月21日(金)

応募方法

メール本文に、応募者の①氏名、②ふりがな、③電話番号、④住所、⑤写真タイトル（30字以内）、⑥応募者と被写体との関係（例：祖父母と孫）を記入のうえ、写真データを添付して提出。現物の場合は、いきいき広場内生涯現役まちづくりグループへ必要事項を記入した用紙とともに提出（郵送可）。

注意事項

- ・写真展では、応募写真（2Lで印刷）と写真タイトルのみ掲示し、応募者の氏名などは掲示しません。
- ・肖像権などのトラブルが生じないように了承を得るなどしてください。
- ・応募作品の一切の権利は主催者に帰属し、作品は返却しません。健康自生地に関する情報誌など（市広報、でいでーる、フリモかわら など）で使用することがあります。

問合せ・応募先

いきいき広場3階 生涯現役まちづくりグループ
〒444-1334 春日町五丁目165
☎52-9873 メール：jiseiti-festa@hfm.mobi



専用ホームページ「たかはま元気deねっと」 <http://www.takahamashi.info/>

たかはま元気

検索

データヘルスで家族みんなの「健やかさ」を応援します



「データヘルス計画」は<医療><保健><介護>などの各種データをもとに加入者の健康対策を効果的に実施し「健康寿命の延伸」と「医療費の適正化」を図るための計画です。

<早期発見>と<生活習慣の改善>の2段階構えで『糖尿病などの生活習慣病の重症化や人工透析』は防止することができます。重症化防止を目的とした以下の事業を実施していきます。

1 段目対策：「特定健康診査」や「がん検診」の受診により早期発見が可能です。

国民健康保険加入者の方には、6月末に健康診査のお知らせが届きます。健診予約をお勧めします。

2 段目対策：医師から「健診結果」をしっかりと聞き、必要な「生活習慣の改善」「必要な再検査・精密検査」をしっかりと受けましょう。生活習慣改善の相談には市役所・いきいき広場の保健師が応じます。

計画的推進：各段階の対策を計画的に推進するために『第2期データヘルス計画』『第3期特定健診・特定保健指導実施計画』を今年度に策定します。

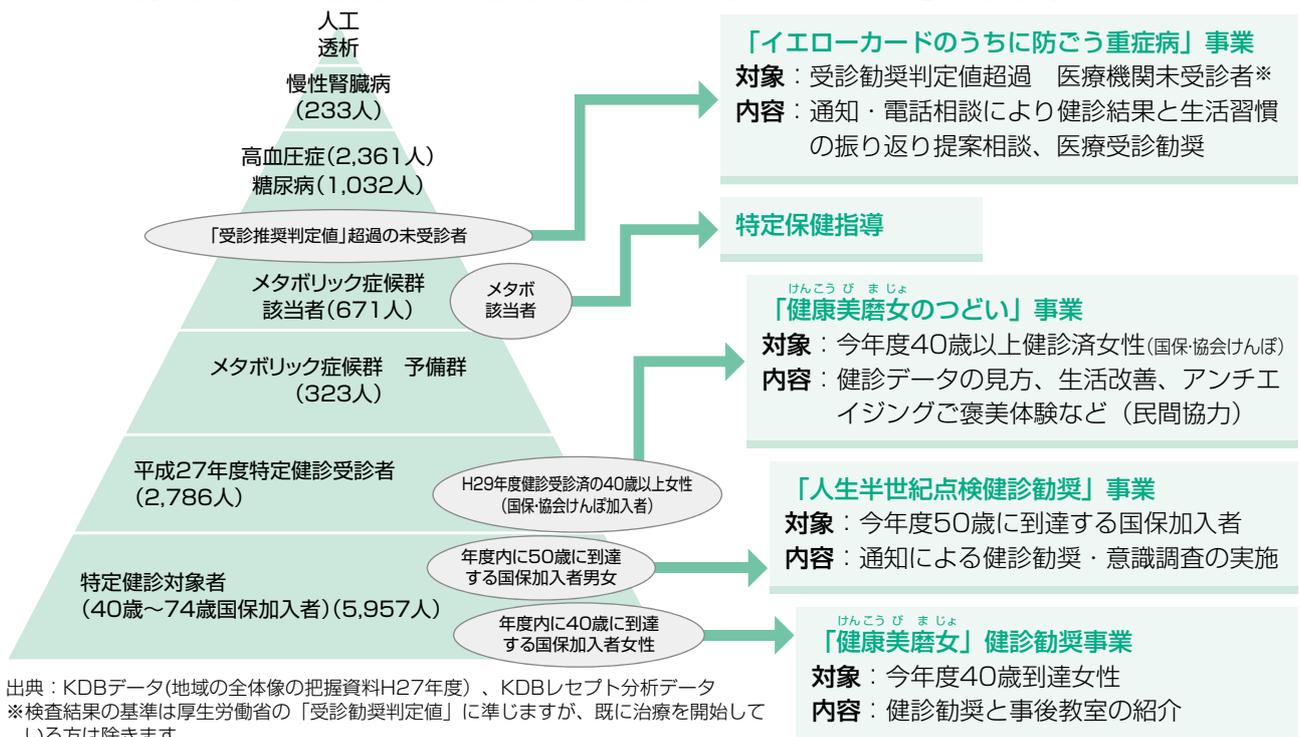
高浜市は、「愛知県平均」に比べ、「メタボリック該当者」「メタボリック予備群」の率が高いことがわかっています(表1)。将来「人工透析」「脳卒中」「心筋梗塞」などの治療が必要とならないように、今から「メタボリックの予防・改善」に努めましょう。市民窓口グループ・保健福祉グループは図1の対象の方への受診勧奨や、相談事業を実施していきます。対象の方には連絡します。

平成27年度健診結果比較 (表1)

メタボ該当者	高浜市		愛知県	
	全体	24.1%	全体	18.1%
男性	32.4%	男性	27.6%	
女性	17.3%	女性	10.6%	

メタボ予備群	高浜市		愛知県	
	全体	11.6%	全体	10.3%
男性	17.1%	男性	16.2%	
女性	7.1%	女性	5.6%	

「特定健康診査対象者と生活習慣病患者人数構成ピラミッド」と保健事業 (図1)



福祉医療費助成制度の紹介

福祉医療費助成制度は、次のとおりです。助成制度の対象と思われる方で、受給されていない場合は、問い合わせてください。

なお、ここにあげた制度を利用するには、原則として受給者証の交付を受ける必要があります。

手続き時にマイナンバーの確認が必要な制度があります。

マイナンバーカード、または通知カードに加えて本人確認書類（顔写真付き証明書は1点、それ以外は2点）が必要です。
※助成内容は、平成29年4月1日現在のものであります。

制度名	資格・要件	所得制限	申請に必要な書類
未熟児 養育医療 制度	出生時の体重が2,000g以下であるなどの状態において医師が入院養育を必要と認めた子ども（未熟児など）に対して入院中の自己負担分を助成 ※退院すると申請ができません。かならず入院中に申請してください。	あり （詳しくは問い合わせてください）	①申請書・世帯調書 ②養育医療意見書 ③世帯の所得を証明するもの ④子どもの健康保険被保険者証 ⑤印鑑 ⑥マイナンバーのわかるもの ⑦本人確認書類
子ども 医療費 助成制度	出生日から中学校卒業までの子どもの通院および入院の保険診療における自己負担金額の全額を助成 ※中学校卒業…15歳到達の年度末まで	なし	①子どもの健康保険被保険者証 ②印鑑
母子家庭 等医療費 助成制度	母子家庭または父子家庭で、18歳未満の児童とその母または父、もしくはは父母のいない18歳未満の児童に通院および入院の保険診療における自己負担金額の全額を助成 ※18歳未満の児童…18歳到達の年度末まで	児童扶養手当の所得制限以内の方 （所得に養育費の8割を合算）	①健康保険被保険者証 ②印鑑 ③マイナンバーのわかるもの ④本人確認書類
障害者 医療費 助成制度	次の方に通院および入院の保険診療における自己負担金額の全額を助成 ※ただし65歳以上で(ア)または(ウ)のうち療育手帳A判定の方は後期高齢者医療保険に加入をしないと医療費助成が受けられません。詳しくは問い合わせてください。 (ア) 身体障害者手帳1～3級の方 (イ) 身体障害者手帳4級の腎臓機能障害、4～6級の進行性筋萎縮症の方 (ウ) 療育手帳AまたはB判定（IQ50以下）を受けた方 (エ) 自閉症状群（高機能自閉症、アスペルガー症候群も含む）と診断を受けた方	なし	①健康保険被保険者証 ②印鑑 ③(ア)～(ウ)に該当する方 身体障害者手帳、療育手帳など ④(エ)に該当する方 自閉症の診断経験を有する医師による診断書
精神 障害者 医療費 助成制度	次の方に医療費の助成 (ア) 精神疾患で入院している方で、精神障害者保健福祉手帳1～2級の方 ・精神疾患の治療に要する入院費の保険診療における自己負担金額の全額。 ※ただし65歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入をしないと助成が受けられません。 (イ) 精神疾患で入院している方で、精神障害者保健福祉手帳3級の方および手帳を所持していない方 ・精神疾患の治療に要する入院費の保険診療における自己負担金額の1/2の額。 ※申請された方が退院し、6か月経過後、再入院した場合は、新たに診断書が必要です。 (ウ) 障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療を受けている方 ・指定医療機関に受診した場合の保険診療における自己負担金額の全額。 ※ただし精神障害者保健福祉手帳1～2級をお持ちの65歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入をしないと助成が受けられません	なし	①健康保険被保険者証 ②印鑑 ③(ア)に該当する方 精神障害者保健福祉手帳 (イ)に該当する方 精神科医師による診断書 (ウ)に該当する方 自立支援医療受給者証 ※手帳所持の方 精神障害者保健福祉手帳と 自立支援医療受給者証
後期 高齢者 福祉 医療費 助成制度	後期高齢者医療制度に加入している方のうち、次のいずれかに該当する方は、保険診療における自己負担金額を助成 (ア) 障害者医療、精神障害者医療および母子家庭等医療に該当する高齢者 (イ) 公費負担医療受給資格要件該当者 ・精神障害者：精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第29条の規定による措置入院患者 ・結核患者：感染症予防法第19条の規定による命令入院患者と同法第20条により命令入所患者と同等の要件があると知事が認めた方 (ウ) 戦傷病者手帳を保持している高齢者 (エ) 本人および本人が属する世帯の生計維持者が市民税非課税であり、下記のいずれかに該当する高齢者 ・ねたきり、または、重度・中度の認知症の状態であって、生活介護を受けていることが3ヶ月以上継続している方 (オ) 独り暮らしの方で市民税非課税であり誰からも扶養（経済的援助）を受けていない高齢者	(ア)の方のうち障害者医療、精神障害者医療は所得制限なし (ア)の方のうち母子家庭等医療は、所得制限あり (イ)・(ウ)は所得制限なし (エ)・(オ)は所得制限あり	①後期高齢者医療被保険者証 ②印鑑 ③(ア)に該当する方 障害者医療、精神障害者医療費助成制度欄参照 (ウ)に該当する方 戦傷病者手帳 (エ)に該当する方 要件によって異なるため 問い合わせてください。 ④マイナンバーのわかるもの ⑤本人確認書類

福祉関係各種手当の紹介

国・県・市の主な福祉関係の手当制度（平成29年7月現在）を紹介します。
所得の状況によって支給の対象とならない場合がありますので、詳しくは問い合わせてください。

区分	種類	対象	手当の月額	支給月	備考
ひとり親家庭対象	児童扶養手当 (国)	父または母がいないか、父または母が障害(身障手帳1級および2級の一部)状態にある家庭で、18歳到達年度末までの児童または20歳未満で障害の状態にある児童を養育している方	児童1人のとき最大で42,290円 児童2人のとき最大で52,280円 3人目以降は1人につき最大で5,990円加算	4,8,12月 11日	所得により手当額が異なります。 ※平成29年4月額改定
	遺児手当 (県)	父または母の死亡、父母の離婚、父または母が重度の障害(身障手帳1級および2級の一部)などにある家庭で、18歳到達年度末までの児童を養育している方(公的年金を受給できる方は対象外(県のみ))	遺児1人につき4,350円※1	4,8,12月 25日	所得制限あり
	遺児手当 (市)	同上	遺児1人につき2,400円※1	3,9月末日	所得制限あり
障害者(児)対象	特別児童扶養手当 (国)	20歳未満の中度、重度(身障手帳1~3級および4級の一部または療育手帳A,B判定)の障害児を養育している方	1級(重度)51,450円 2級(中度)34,270円	4,8,11月 11日	所得制限あり ※平成29年4月額改定
	障害児福祉手当 (国+県)	20歳未満で精神または身体の重度の障害により、日常生活に常時介護を要する方(障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く。)	A種(国) 14,580円+ (県) 6,900円 B種(国) 14,580円+ (県) 1,150円 C種(国) 14,580円	2,5,8,11 月10日	所得制限あり ※平成29年4月額改定 ※A種は身障手帳1・2級かつ療育手帳(IQ35以下)所持者 B種は身障手帳1・2級または療育手帳(IQ35以下)所持者
	特別障害者手当 (国+県)	20歳以上で精神または身体の重度の障害により、日常生活に常時特別の介護を要する方(施設入所者及び長期入院者を除く。)	A種(国) 26,810円+ (県) 6,850円 B種(国) 26,810円+ (県) 1,050円 C種(国) 26,810円		
	経過的福祉手当 (国+県)	20歳以上で従来の福祉手当の受給者であって特別障害者手当に該当せず、かつ、障害基礎年金および特別障害給付金も支給されない方(施設入所者を除く。)	A種(国) 14,580円+ (県) 6,900円 B種(国) 14,580円+ (県) 1,150円 C種(国) 14,580円		
	在宅重度障害者手当 (県)	①身障手帳1・2級かつ療育手帳(IQ35以下)所持者 ②身障手帳1・2級または療育手帳(IQ35以下)所持者 ③身障手帳3級かつ療育手帳(IQ50以下)所持者 施設入所者及び長期入院者を除きます。 ※②・③の場合、手帳が初回交付された日の年齢が65歳以上の方は対象外です。	左記①15,500円 左記②、③6,750円	4,8,12月 25日	所得制限あり
	障害者扶助料 (市)	市内在住で、身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者(手帳初回交付日時点で年齢が65歳以上である場合は除く) (※平成28年4月改定)	身障1級・療育A判定(IQ35以下) ・精神1級 4,000円 身障2級 3,500円 身障3級・療育B判定(IQ36~50) ・精神2級 3,000円 身障4~6級・療育C判定(IQ51~75) ・精神3級 2,000円	3,9月末日	[支給停止] ・前年の所得について、地方税法の規定する市町村民税が課される場合(※平成28年4月改定) ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、愛知県在宅重度障害者手当を受給している場合(※平成28年4月改定) ・介護保険施設や社会福祉施設に入所(通所は除く)した場合。

- ◎表の「種類」にある()は、各行政による制度を表しています。
- ◎このほかに、災害見舞金の制度があります。詳しくは、問い合わせてください。
- ◎手当の支払日が土・日・祝日の場合は直前の平日が支払日になります。

※1 愛知県遺児手当と高浜市遺児手当は支給期限があります。
手当の支給が始まってから
1年目から3年目……児童1人につき月額 県 4,350円 市 2,400円
4年目から5年目……児童1人につき月額 県 2,175円 市 1,200円
6年目から……手当の支給はなくなります。

問合せ先 いきいき広場内介護保険・障がいグループ ☎52-9871

情報ファイル

Information File

表彰

地域に貢献した方を表彰します

自発的に行った活動で、特に地域社会に対する貢献が顕著な、次に掲げる項目に該当する方の推薦を広く募集します。

- ① 人命救助活動に貢献
 - ② 5年以上にわたる社会奉仕活動
 - ③ 5年以上にわたる緑化推進活動
 - ④ 5年以上にわたる環境美化活動
 - ⑤ 5年以上にわたる環境美化活動
- ※みずからの便益のための活動、営利活動は対象外とします。

応募方法 市役所人事グループで配布の推薦書、もしくは自由な様式

特集

おしらせ

情報ファイル

催し・募集

に被表彰候補者氏名・生年月日・住所・活動状況・推薦者氏名・住所・電話番号を明記し提出。郵送、ファクス、電子メールでの提出も可

※被表彰候補者のなかから、表彰審査委員会で選考します。

締切 8月7日(月)

表彰審査委員会委員募集

市では、市民福祉の向上ならびに市勢の伸展に貢献し、その功績が顕著である方を表彰しています。

この被表彰者の選考審査を行う委員を募集します。

対象 市内在住・在勤・在学の20歳以上の方

任期 2年（会議は年1回程度。毎年12月1日の市民表彰式に出席）

募集人数 1人

※応募者多数のときは、面接により決定

申込方法 市役所人事グループ窓口で配布の用紙で申込

申込期限 7月14日(金)

申込・問合せ先 市役所人事グループ（内線309）

〒444-1398（住所不要）
 Eメール
 jinji@city.takahama.lg.jp

縦覧

高浜市都市計画マスタープランの改定案の縦覧

高浜市都市計画マスタープランの改定案を縦覧します。意見のある方は、7月18日(火)までに意見書を提出することができます。

縦覧期間

7月3日(月)～18日(火)
 午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所

※土・日曜日、祝日は除く
 市役所2階都市整備グループ

問合せ先

岡都市整備グループ（内線278）

善意を

ありがとうございます
 市へ（敬称略）

八幡町・新田町町内会
 社会福祉協議会へ（敬称略）

鈴木、匿名、八幡町・新田町町内会



救命講習会

問合せ先 衣浦東部広域連合消防局
 消防課 ☎03-01335
<http://www.kinutoh.jp>

会場	安城消防署	碧南消防署	知立消防署
講習会名 内容	普通救命講習Ⅰ 心肺蘇生法（気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫）、AEDの使用法、止血法など	普通救命講習Ⅲ 小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まったときの処置など	実技救命講習 インターネット上で応急手当WEB講習もしくは救命入門コースを受講した方が普通救命講習Ⅰにステップアップするコース。 心肺蘇生法（気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫）、AEDの使用法、止血法の実技
開催日時	7月16日(日) 9:00～12:00	7月15日(土) 9:00～12:00	7月23日(日) 9:00～11:00
定員・費用	先着20人、無料		
受付開始	7月5日(水)9:00～		
申込先	☎75-2494 救急係	☎41-2625 救急係	☎81-4144 救急係
対象者	碧南市、刈谷市、安城市、知立市および高浜市在住、在勤、在学の方でいずれの会場でも受講できます。※救命講習会を団体で受講する方は、最寄りの消防署へ問い合わせください。		

その他

計量器の定期検査

商店、工場、病院などで、取引・証明に使用する「はかり」は、定期検査が義務付けられていますので検査を受けてください。

※ただし、計量士が定期検査日以前1年以内に行った検査で、県知事に届け出た計量器は定期検査が免除されます。

※廃業や事業転換、代検査などで定期検査が不要の方は連絡してください。

とき 7月12日(水)・13日(木) 午前10時～正午、午後1時～3時

ところ 高浜エコハウス 1階

料金 1台500円～2,800円

(おもりは1個10円)

※種類によって異なります。

問合せ先

困地域産業グループ(内線271)

平成29年度自衛官募集

◆一般曹候補生

応募資格 18歳以上27歳未満(平成3年4月2日～平成29年4月1日

生まれ)

受付期間 7月1日(土)～9月8日(金)

試験日 次の期間のいずれか1日

《一次》9月16日(土)～18日(月)

《二次》10月5日(水)～11日(水)

◆自衛官候補生

応募資格 18歳以上27歳未満

受付期間 通年

試験日 受付時にお知らせ

◆海上・航空自衛隊 航空学生

応募資格 高卒(見込含) 21歳未満

※海上は23歳未満

受付期間 7月1日(土)～9月8日(金)

試験日 《一次》9月18日(月)、《二次》10月17日(火)～22日(日)、《三次》11月18日(土)～12月21日(木)

※詳しくは問い合わせてください。

問合せ先

自衛隊安城地域事務所

☎ 74-6894

神経系難病患者・家族教室

「神経難病との上手な付き合い方」

申込期限 7月28日(金)

講師 杉浦真氏(安城更生病院 神

経内科在宅診療部長兼在宅医療連

携推進センター長)

医療相談 5人(予約制)

とき 8月3日(木) 午後2時～4時

ところ 安城更生病院 2階講堂

申込・問合せ先

衣浦東部保健所健康支援課

☎ 21-9338

浜松職業能力開発短期大学校 秋期(10月)入校生募集

◆電気技術科

(日本版デュアルシステム)

訓練期 10月～平成31年9月

応募資格 概ね45歳以下の方で高等学校を卒業している方、または高等学校卒業と同等以上の学力を有すると認められる方

募集人員 12人

募集期間 7月4日(火)～9月7日(木)

試験日 A日程：8月2日(火) B日程：9月15日(金)

受験料 18,000円

問合せ先

浜松職業能力開発短期大学校

☎ 053-441-4444

サマージャンボ宝くじ

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間 7月18日(火)～8月10日(木)

抽せん日 8月20日(日)

支払開始日 8月25日(金)

今年のサマージャンボ宝くじは、

1等・前後賞合わせて7億円

1等 5億円×20本

前後賞各 1億円×40本

2等 1,000万円×60本

(発売総額600億円・20ユニットの場合)



碧南警察署からのお知らせ

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

～覚醒剤、麻薬、危険ドラッグ等の乱用をなくそう～

守りたい笑顔の絆



覚醒剤などの薬物追放に協力を

覚醒剤は、興味本位から気軽に手を出したり、やせる薬などとだまして勧められたり、S(エス・スピード)などと何か格好いいもののように錯覚して手を出すなど、特に若者の間に汚染が広がっています。覚醒剤などの薬物を社会から追放するためには、あなた自身が甘い誘いにのらないことはもちろん、あなたの周りで覚醒剤などの薬物を扱っている人を見たり聞いたりしたときは、警察本部か、最寄りの警察署、交番、駐在所まで連絡してください。

問合せ先 碧南警察署 ☎46-0110



日時	会場	内容	講師	募集対象	人数
費用	持ち物	その他	主催	申込先	申込方法
問合せ先					

手話講習会（ステップアップ講座）参加者募集

いきいき広場内
介護保険・障がいグループ
☎521-9871

愛知県手話通訳者養成講習会を受講するために必要な力を付ける講座（主に手話による会話力向上の講座）です。

日 9月～平成30年2月の毎週水曜日
（午後7時～9時）全20回

場 いきいき広場1階会議室B

募 市内在住で過去に手話奉仕員養成講座（基礎課程）を修了した方

10人程度 **費**無料

申 8月1日(火)までに住所、氏名、連絡先を連絡

リサイクルプラザ リサイクル講座受講生募集

☎531-5379

着なくなった着物でロングブラウスを作るリフォーム講座を開講します。

日 8月22日、9月5日・26日、10月3日・17日の火曜日

午前10時15分～午後0時15分

募 市内在住在勤の方18人

費 無料 講 山本いつ子氏

申 7月11日(火)～8月13日(日)にリサイクルプラザへ直接申込み

※定員になりしだい締め切り、電話申込み不可

開館時間 火～日曜日

午前10時～午後4時

(月曜休館。月曜が祝日・振替休日

の場合は直後の平日)



渡し場かもめ会

芳川渡し場まつり

花嫁・花婿カップル募集

☎531-4783 (神谷)

k.masami@kss.biglobe.ne.jp

藤江渡し記念碑を地域の文化遺産として継承し、地域の方との交流と海に親しむことを目的に「芳川渡し場まつり」を開催します。かつて美しかった海がよみがえることを願い「嫁入り船」を再現して往時をしのびます。

まつり当日の最大の主役である花嫁・花婿を広く募集します。多くの方の前で行く末を堅く誓う方、改めてふたりの出合いを思い出し記念にしたい方など応募してください。

日 10月22日(日) 正午～ 場 高浜安立

荘前広場 募 新郎新婦のどちらかが市内在住・在勤で、未婚または事情により挙式できなかったカップル1組

※応募者多数の場合は主催者選考

申 7月30日(日)までに住所・氏名・年齢・電話番号・応募理由を記入のうえ、カップルの写真を添えて申込

問 渡し場かもめ会 (神谷)

〒444-1335 芳川町二丁目7-30

西三河イベント

★いずれも混雑が予想されます。

公共交通機関を利用してください。

碧南市

第20回元氣ツス！へきなん

碧南市地域協働課

☎41-3311

メインの総踊りをはじめ、出店やステージ発表、復興応援グッズの販売などイベント盛りだくさん。

日 7月28日(金) 午後6時～9時、29日(土) 午後2時～8時45分

場 7月28日(金) 碧南市役所東側駐車場 / 7月29日(土) 碧南市役所前道路およびその周辺



刈谷市 天下の奇祭「刈谷万燈祭」

刈谷市観光協会

☎23-4100

武者人形をかたどった「万燈」を若衆が一人で担ぎ、笛と太鼓のお囃子に合わせて勇壮に舞います。初日は若衆たちが万燈を担いで市内を練り歩き、2日目は秋葉社の境内で舞が奉納されます。

日 7月29日(土)・30日(日) 場 刈谷市中
心部(秋葉社周辺)／JR・名鉄刈
谷駅または名鉄刈谷市駅下車)



◆**豊田市**
第49回豊田おいでんまつり

豊田おいでんまつり実行委員会
☎0565-34-6642

◆**おいでんファイナル**

日 7月29日(土) 午後5時～8時30分
(小雨決行) 場 名鉄豊田市駅東
側一帯

◆**花火大会**

日 7月30日(日) 午後7時10分～9時
(雨天決行、荒天・河川増水時は
中止) 場 矢作川河畔(白浜公園
一帯／名鉄豊田市駅下車)



◆**岡崎市**

岡崎城下家康公夏まつり
第69回花火大会
◆夏まつり

岡崎活性化本部

☎0564-57-0200

日 7月30日(日)、8月2日(水)～6日(日)
場 岡崎公園、イオンモール岡崎、N
EOPASA岡崎など。

◆**花火大会**
岡崎市観光協会

☎0564-23-6217

日 8月5日(土) 午後6時50分～9時
場 乙川河川敷(東岡崎駅下車)



◆**安城市**
第64回安城七夕まつり

安城七夕まつり協賛会事務局
☎71-2235

約1,000本もの竹飾りが街中に
飾られるほか、約3,000個もの願
いごとの書かれた風船を飛ばす「願
いごとふうせん」など願いごとに関
する数多くのイベントを実施
日 8月4日(金)～6日(日) 午前10時～
午後9時
場 JR安城駅～名鉄南安城駅までの
市街地一円



衣浦東部広域連合NEWS

5月29日

第1回衣浦東部広域連合議会 臨時会開催

今議会は碧南市、安城市および高浜市選出議員の辞職により
3市議会において後任の広域連合議会議員が選出されたことによ
るもので、本会議では、正副議長の選挙が行われ、監査委員
(議会選出)の人事案件が同意されました。

今回選出の衣浦東部広域連合議会議員(議席番号順、敬称略)

- (碧南市) 磯貝明彦、鈴木清貴、新美交陽
- (安城市) 松本佳栄、石川博雄、辻山秀文、今原康德、
大屋明仁
- (高浜市) 柳沢英希、北川広人



議長
北川 広人
(高浜市)



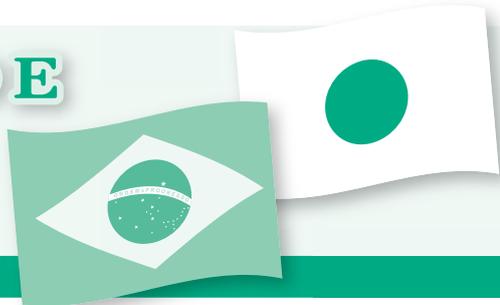
副議長
中嶋 祥元
(刈谷市)

同意された人事
監査委員(議選)・水野 浩

また、衣浦東部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例および衣浦東部広域連合職員の育児
休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定並びに災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害
対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車更新に伴う財産の取得の4議案が可決されました。

問合せ先 衣浦東部広域連合事務局総務課総務係 ☎63-0131

PREFEITURA DE TAKAHAMA INFORMA



高浜市役所のお知らせ

A PARTIR DO DIA 9 DE SETEMBRO (SEXTA-FEIRA) HAVERÁ MUDANÇAS NA UTILIZAÇÃO DAS QUADRAS DE TÊNIS MINAMI

9月1日(金)から南テニスコートの運用に変更があります

No dia 31 de agosto o Kinro Seishounen Home encerrará seu funcionamento, em consequência a partir do dia 9 de setembro (sexta-feira) haverá mudança para utilização da área das quadras de tênis Minami.

1. O local para reservas será alterado para o Centro de Desportos (Taiiku center) Aomi-cho 2-7-8 ☎52-3415
2. Fica proibida a utilização em período noturno.
3. Os banheiros e dependências do Kinro Seishounen Home não estarão disponíveis.

Pedimos desculpas pela inconveniência, e contamos com sua compreensão e cooperação.

As alterações no regulamento poderão sofrer mudanças futuramente. Quando houver alterações serão notificadas no boletim informativo da Cidade (KOUHO).

MAIORES INFORMAÇÕES : PREFEITURA Bunka Sports Group ☎52-1111 (Ramal 331)
Takahama Sports Club (Dentro do Centro de Desportos – Taiiku Center) ☎52-3415

SOLICITAÇÃO DO CLEAN CENTER KINUURA

クリーンセンター衣浦からのお願い

Quando trouxer Lixo de grande porte (móveis) para o Clean Center Kiinura, por favor, seja cuidadoso e verifique se não há resíduos que possam causar incêndio, como fósforos ou isqueiros.

Antes de trazer o lixo ao Clean Center, separar os resíduos que possam causar incêndio e seguir as orientações do encarregado local. Pedimos cooperação para a correta reciclagem e descarte dos objetos.

【Objetos que se tornam causa de incêndio】

Fósforo, isqueiro, fogos de artifício, bateria, lata de spray ou de gás, lata contendo resíduos de óleo ou vidro de cosméticos (removedor) etc.

MAIORES INFORMAÇÕES: Clean Center Kinuura ☎41-3479

平成28年度 下半期(10月~3月) 衣浦衛生組合の財政状況を公表します

衣浦衛生組合では、年2回、組合の財政状況を公表しています。

これは高浜市・碧南市からの分担金、国・県からの補助金など、大切なお金がどのように使われているかを明らかにするものです。(千円未満四捨五入のため合計などが一致しないことがあります)

一般会計歳入歳出予算執行状況

予算現額は、3月補正分まで、収入・支出済額は、平成29年3月31日現在で出納調書による。

歳入 収入済額 18億9,502万3千円(執行率64.7%)			
	予算現額(A)	収入済額(B)	執行率 (B/A×100) %
	千円	千円	
分担金及び負担金	1,401,408	1,021,866	72.9
使用料及び手数料	188,755	195,934	103.8
国庫支出金	576,076	576,076	100.0
財産収入	3,301	3,304	100.1
繰越金	81,178	81,178	100.0
諸収入	20,315	16,665	82.0
組合債	657,400	0	0.0

歳出 支出済額 11億3,296万6千円(執行率38.7%)				
	予算現額(A)	支出済額(B)	執行率 (B/A×100) %	
	千円	千円		
議会費	488	480	98.4	
総務費	83,418	48,471	58.1	
衛生費	2,774,461	1,023,950	36.9	
公債費	60,066	60,065	100.0	
予備費	10,000	0	0.0	

組合財産の状況

土地	49,672.88㎡
建物(延面積)	21,414.94㎡
物品	14点

組合債の状況

区分	現在高 千円
し尿処理施設建設	543,928
ごみ処理施設建設	1,478,900

問合せ先 衣浦衛生組合 ☎41-3479

7月の 児童センター

■東海児童センター ☎52-5126 ■中央児童センター ☎52-3014
 ■吉浜児童センター ☎52-1019 ■翼児童センター ☎54-2833
 ●開館日 月曜日～土曜日 ●開館時間 午前9時～正午・午後1時～5時
 ●休館日 日曜日・祝日・年末年始

☆参加希望者は各児童センターへ直接申込（申込み受付9時～。定員になりしだい締切）

	行事名	日時	内容	対象	参加費	申込期間
東海	絵本の読み聞かせ	7/19(水) 15:45～16:30	図書館司書が絵本の読み聞かせをします。	小学生	無料	当日参加可
	東海夏まつり	7/22(土) 13:30～15:00	いろいろなコーナー遊びやアイスが食べられます。	幼児親子 小学生 60人	100円	7/ 3(月) ～10(月)
	木工教室	7/26(水)～28(金) *1日参加可 10:00～11:30	木片を使って、好きなものを作ろう。	小学生 25人	無料	7/ 3(月) ～10(月) *電話可
	星の観察	7/29(土) 18:30～20:00	夏の星空と月を見てみよう！ 雨天：室内での話になります。	小学生 親子 12組	無料	
中央	陶芸教室	7/22(土) 10:00～12:00	粘土をこねて、形をつくりお皿やお椀を作りませんか。	小学生 10人	500円	7/ 3(月) ～10(月)
	ゆかたを着よう	7/22(土) 14:00～16:00	自分で浴衣を着てみよう！	小学生 1～3年生 5人	無料	7/ 3(月) ～10(月)



問合せ先 図書館 ☎52-0240

7月の休館日 4日、11日、18日、25日の火曜日

定例おはなし会 【本館】 図書館本館 【吉浜】 吉浜図書室 【高取】 高取図書室

	タイトル	日時	対象	読み手
本館	読書アドバイザーの日	月曜日 午後3時～3時30分	幼	読書アドバイザー 「カタリーネ」
		水・金・土曜日 午前10時30分～11時	乳	
	みんなおいでおはなし会	7月1日(土)、15日(土) 午後2時30分～3時	幼	土ようおはなし会
	トキの会のおはなし会	7月8日(土) 午後2時30分～3時	幼	トキの会
	みんなのおはなし会 「よむよむ」	7月16日(日) 午後2時30分～3時 ※AELネットスタンプラリー対象イベント	幼	図書館スタッフ
夏のおたのしみ会	7月22日(土) 午後2時～3時30分	幼	土ようおはなし会	
吉浜	吉浜おはなしタッチ	7月12日(水) 午後3時～3時30分	幼	図書館スタッフ
高取	赤ちゃんおはなし会 「あんだよあんだよ」	毎週月曜日 午前10時30分～11時	乳	図書館スタッフ
		7月14日(金) 午前10時30分～11時30分	乳	

※乳…乳幼児と保護者、幼…幼児～小学生

タカハマなぞときアドベンチャー2017

とき 7月26日(水)～8月27日(日)

ところ 図書館、郷土資料館、かわら美術館

内容 図書館に隠されたなぞをという事件を解決しよう！問題は初級・上級の2コース。クリアすると記念品がもらえ、かわら美術館の問題にチャレンジできます。

対象 幼児～中学生

※詳しくは館内チラシを確認してください。

夏休み調べ学習コンテスト2017

図書館を使って疑問を調べ、まとめた作品を募集します。

募集期間 8月2日(水)～9月30日(土)

テーマ ①自由部門 ②高浜のかわら部門

対象 高浜市内の学校に通う小学生、中学生

応募先 図書館(本館) ※応募者全員に参加賞あり

※調べ学習お助け講座を7月15日(土)、16日(日)、22日(土)、23日(日)に開催します。

※詳しくは館内チラシを確認してください。

海が大好きで若いころは水上スキーの大会にも出場していたという水野義則さん。海上安全指導員を14年務めている。



高台から望む海の風景。NTPマリーナ高浜も今年4月に愛知県水難救済会衣浦救難所支所となった。



釣りが大好きという岡田定夫さん。夏の市民レガッタ大会も審判艇の運行などでバックアップ。



「たかはまの海」その安全を守るひとたち

たかはまが全国屈指の瓦の産地となった背景には、その昔、船に載せて出荷できる海辺のまちという立地条件もあった。海にまつわる思い出話は人それぞれあるはずだ。

「体力自慢の学生時代、流れが速いからと親に止められたにもかかわらず、対岸の亀崎まで仲間3人で泳いだことがあるよ。今思えば危ないことをしたもんだね。」と根っからの海好きらしい思い出話は水野義則さん（八幡町）。現在は海上保安庁から委嘱を受け、たかはまの海をパトロールする「海上安全指導員」だ。平成26年には海事関係功労者として表彰された。「私が承知する海上事故は年間10件ほど。最多はエンジントラブルだが、海上には何も無いと思いつむのか暗礁に乗り上げる事故もある。ただ、近年はマナーも向上し、安全への意識が高まってきたと感じる。」と話す。

また、違法係留対策や海上航行安全のほか海岸清掃などの活動をしているボランティア団体「NPOポート高浜」は、夏は市内の親子、秋は姉妹都市の瑞浪市の親子を対象に「クルージング交流会」を毎年開催している。理事長の岡田定夫さん（田戸町）は「参加者がとても喜んでくれるのが嬉しくて続けている。海から見るたかはまを、できるだけ多くの地元の子どもたちに知らせたいし、海は楽しいことと危険なことを併せ持っていることを伝えたい。」と語ってくれた。

7月17日は海の日。海は、たかはまの自慢のひとつ。そして「たかはまの海の安全を守る」ひとたちがいることも忘れてはならない。

“撮っておき” の たかはま

【第85回】

「ひと」「もの」「文化」などなど、
有形・無形を問わず、
高浜市の日常の暮らしの中にある
とっておきの「お宝」を紹介します。

高浜を愛し、高浜の良さを学んで高浜でたくましく生きる未来市民の育成

「学校」「家庭」「地域」が一体となって子どもたちを育てため、「高浜市が育てていきたい子どもの姿」をこのコーナーで紹介していきます。

7月〈読書に親しむ子〉

- 〈めざす年長児〉 えほんをだいすきになります。
- 〈めざす小6生〉 自分に合った本を見つけて、読書を楽しみます。
- 〈めざす中3生〉 さまざまな本を読むことで、自分の世界を広げます。



高浜市が育てていきたい生活習慣・学習習慣育成プロジェクト
いきいき広場内教育センターグループ ☎52-1111（内線311）

LEIA A PÁGINA EM PORTUGUÊS!

ポルトガル語は22ページ

早期配布にご協力ください。